

足場の安全対策

～墜落・転落災害防止対策を中心に～

全国仮設安全事業協同組合 専務理事 ひがしお ただし
東尾 正

1. はじめに——全国仮設安全事業協同組合 (ACCESS) のご紹介

全国仮設安全事業協同組合 (Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety。略称は、ACCESS (アクセス)) は、仮設事業に係る製造、販売 (含むリース・レンタル)、工事施工及び安全コンサルトを行う事業者で構成する団体である。

仮設事業に係る各種団体と連携し、仮設に起因する労働災害の撲滅を目指すとともに、組合員の相互扶助の精神に基づき共同して事業を行い、公正な経済活動の機会を確保し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とし、2000 (平成12) 年7月3日、中小企業等協同組合法により通商産業大臣 (当時) 及び建設大臣 (当時) の設立認可を受けた (表-1)。

2. 墜落・転落災害の実情

(1) 建設業における墜落・転落災害の実態

日本の建設労働災害の中で墜落・転落災害は4割強と依然として圧倒的な割合を占め続けている。2020 (令和2) 年こそ死亡者数95人と大きく減少したように見えたが、2021 (令和3) 年は

110人、2022 (令和4) 年は116人と2年続けて増えている。これは「労働者」だけの数字であり、労働者扱いとならない中小事業主や役員、家族従事者なども含めた「一人親方等」の死亡者数は46人 (2022 (令和4) 年)、昨年1年間で162人の尊い命が墜落・転落災害によって失われている (表-2)。

(2) イギリスの足場安全対策 (注1)

日本はイギリスと比べると建設労働者10万人当たりの死亡者数は約5倍である (図-1)。そのイギリスで特徴的なのは、ほとんどの足場が単管足場であることである。外形が複雑な歴史的な建物が多く、既製の直線状の足場では、足場と建物の間に大きな隙間ができてしまうため、自由に形を変えられる単管足場が有利であることによる。枠組足場、くさび緊結式足場がメインで、単管足場の割合が少ない日本と対照的である。

① ロンドン郊外の戸建て住宅補修工事用の足場の例

ロンドン郊外の典型的な戸建て住宅の補修工事用の足場では必要な箇所到手すり、中さん等が設置されており、躯体側との隙間もほとんどなく、ほぼ墜落の危険性がない足場となっている。また、全ての足場に設置した業者名と連絡先 (電話番号) が明記された看板があり、責任の所在を明確にしている (写真-1)。

表－1 ACCESS 年表

2000 (平成 12) 年 6 月	全国仮設安全事業協同組合 (ACCESS) 創立総会
7 月	通商産業大臣及び建設大臣が ACCESS の設立認可
9 月	労働省の「足場等の安全対策検討会」開始 (～ 03 年 3 月)
10 月	仮設安全監理者特別教育講習会開始 建設省等の「足場安全対策検討委員会」開始 (～ 05 年 3 月)
2001 (平成 13) 年 4 月	国土交通省及び農林水産省が手すり先行足場のモデル工事を開始
2003 (平成 15) 年 3 月	国土交通省, 「平成 15 年度重点対策」で直轄工事は「手すり先行工法に関するガイドライン」によることとし, 併せて「特記仕様書」で義務化
4 月	厚生労働省, 「手すり先行工法に関するガイドライン」策定
2004 (平成 16) 年 3 月	「建築工事用垂直ネット (JIS A 8960)」発効 国土交通省, 「平成 16 年度重点対策」で直轄工場の足場を「働きやすい安心感のある足場」に
2006 (平成 18) 年 4 月	「先行形手すり (JIS A 8961)」及び「つま先板 (JIS A 8962)」発効
2007 (平成 19) 年 5 月	厚生労働省の「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」開始 (～ 08 年 10 月)
10 月	「土木工事共通仕様書」で枠組足場について手すり先行工法による二段手すりと幅木の設置義務化
2008 (平成 20) 年 3 月	「屋根工事用足場及び施工方法 (JIS A 8971)」発効
12 月	「斜面・法面工事用仮設備 (JIS A 8972)」発効
2009 (平成 21) 年 3 月	労働安全衛生規則の一部改正省令制定 (同年 6 月施行)
4 月	安全衛生部長通達 (「より安全な措置」等の内容とする「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」) 発出
2010 (平成 22) 年 4 月	「土木共通仕様書」で手すり先行工法及び組立時・使用時の常時二段手すりと幅木の設置義務化
8 月	厚生労働省による「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」開始 (～ 14 年 11 月)
2012 (平成 24) 年 2 月	厚生労働省, 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」発出
7 月	国土交通省各地方整備局建設部主催の研修会開始
2013 (平成 25) 年 5 月	厚生労働省の委託事業「墜落・転落災害防止対策推進事業 (建設業)」を初めて受託 (以降, 2014 年度を除き, 毎年度受託)
2014 (平成 26) 年 7 月	「先行形手すり (JIS A 8961 2006)」を「JIS A 8961 2014」に改正
2015 (平成 27) 年 3 月	労働安全衛生規則の一部改正省令制定 (同年 7 月施行)
2016 (平成 28) 年 12 月	「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (建設職人基本法)」が可決・成立 (17 年 3 月施行)
2017 (平成 29) 年 6 月	建設職人基本法に基づく「基本計画」閣議決定
2018 (平成 30) 年 5 月	厚生労働省の「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」開始 (～ 22 年 9 月)
6 月	国土交通省の「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」開始 (～ 22 年 6 月)
2019 (平成 31) 年 2 月	フルハーネス型安全帯 (墜落制止用器具) 義務化
2020 (令和 2) 年 12 月	「足場等の安全性と安全ファクター及び強風対策に関する基本事項検討委員会」を一般社団法人仮設工業会と ACCESS の共催で設置 (～ 21 年 3 月)
2023 (令和 5) 年 3 月	労働安全衛生規則の一部改正省令制定 (同年 10 月及び一部は 24 年 4 月施行)

表－2 建設業における墜落・転落災害の実態 (労働者＋一人親方等)

(単位: 人)

	死亡災害発生状況 (注1)									死傷災害発生状況 (注1)(注2)		
	労働者			一人親方等 (注3)			合計値			労働者		
	死亡者数			死亡者数			死亡者数			死傷者数 (注4)		
	うち墜落・転落災害	割合		うち墜落・転落災害	割合		うち墜落・転落災害	割合		うち墜落・転落災害	割合	
2015 (平成 27) 年	327	128	39.1%	81	50	61.7%	408	178	43.6%	15,584	5,377	34.5%
2016 (平成 28) 年	294	134	45.6%	75	44	58.7%	369	178	48.2%	15,058	5,184	34.4%
2017 (平成 29) 年	323	135	41.8%	103	61	59.2%	426	196	46.0%	15,129	5,163	34.1%
2018 (平成 30) 年	309	136	44.0%	96	53	55.2%	405	189	46.7%	15,374	5,154	33.5%
2019 (令和元) 年	269	110	40.9%	92	58	63.0%	361	168	46.5%	15,183	5,171	34.1%
2020 (令和 2) 年	256	95	37.1%	97	63	64.9%	353	158	44.8%	14,790	4,756	32.2%
2021 (令和 3) 年	278	110	39.6%	94	62	66.0%	372	172	46.2%	14,926	4,869	32.6%
2022 (令和 4) 年	281	116	41.3%	72	46	63.9%	353	162	45.9%	14,539	4,594	31.6%

資料引用 労働災害発生状況 (厚生労働省), 一人親方等の死亡災害発生状況 (厚生労働省)

(注 1) 死亡者数及び死傷者数は, いずれも新型コロナウイルス感染症への罹患による労働災害を除いたもの。

(注 2) 一人親方等の死傷者数については公式統計はない。

(注 3) 一人親方とは, 労働者を使用しないで事業を行う者であり, 「一人親方等」には, これに加えて中小事業主, 役員, 家族従事者を含める。

(注 4) 休業 4 日以上死傷者数。

日本の建設業労働災害の死亡率はドイツの3倍！イギリスの5倍！

10万人当たりの建設業労働災害死者数は、日本は10.4人。

この数字はドイツと比較すると約3倍、イギリスとの比較では約5倍の数字です。

10万人あたりの建設業における労働災害死者数（2012年）

（単位：人）

	死者数	
	死者数	うち墜落・転落災害
日本	10.4	4.4
ドイツ	3.2	1.2
イギリス	1.9	0.9

出典

総務省統計局「労働力調査」

平成25年度建設業安全衛生年鑑

ドイツ建設事業責任保険組合（BGB）統計

イギリス2012年版H S E 統計

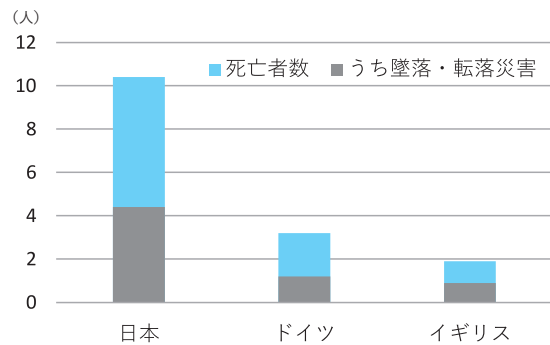


図-1 日本・ドイツ・イギリスとの比較



写真-1 ロンドン郊外の戸建て住宅補修工事用の足場

② ロンドン中心部の集合住宅補修工事用の足場の例

ロンドン中心部にある集合住宅の補修工事でも単管を使って器用に足場が組み立てられており、必要な箇所に手すり、中さん等が設置されている。ほぼ墜落の危険性がない足場となっている（写真-2）。

(3) 現場のヒヤリ・ハット事例

ACCESS が国土交通省地方整備局等などで説

明している危険事例とその改善事例について紹介する。

- ① 建屋内の開口部養生——労働安全衛生規則第519条の囲い、手すり、覆い等の設置（写真-3, 4）
- ② 建屋内の足場——労働安全衛生規則第563条の手すり、中棧、幅木等の設置（写真-5, 6）



写真-2 ロンドン中心部の集合住宅補修工事用の足場

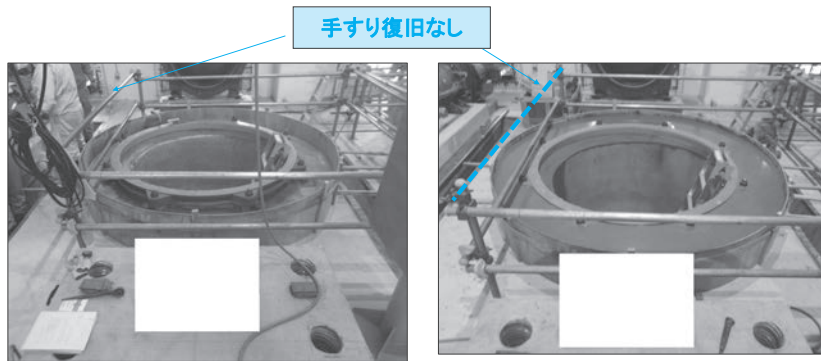


写真-3 危険な事例



写真-4 改善事例：ドア付き手すり



写真-6 改善事例：単管足場・手すり，中棧及び幅木を一体型にした手すり枠の使用

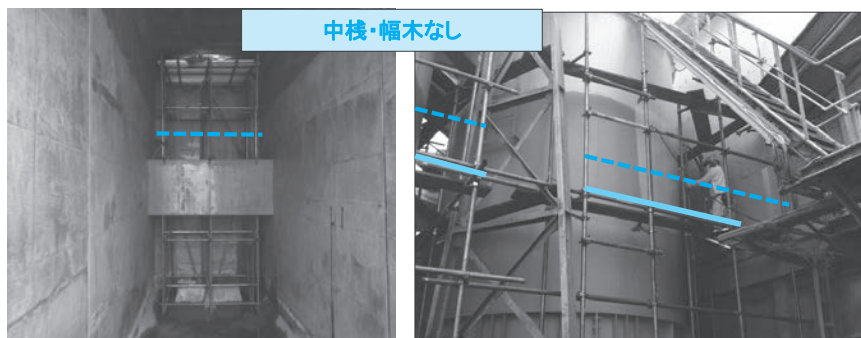


写真-5 危険な事例：単管足場

3. より安全な足場環境の確保

(1) 建設職人基本法に基づく基本計画の改定

以上述べてきたように ACCESS ではこれまでの約 20 年間、足場をはじめとする仮設機材のハード面、ソフト面での安全対策を一貫して追求してきた。その努力の結晶が「建設職人基本法（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律・平成 28 年法律第 111 号）」といえるが、問題はプログラムの色彩の強いこの議員立法にどう実効性を具備させるかという点である。その実効的の道筋を示すのが同法の基本計画であり、今回法施行後 6 年目にして初めてその改定基本計画が 2023 年 6 月 13 日に閣議決定され、従前の計画に

比べ、より具体的な施策が盛り込まれた(表-3)。

改定基本計画では、足場の点検について、より一層の安全確保を図るため一定の前進が図られており、その法制面の裏打ちとして労働安全衛生規則（厚生労働省令）の改正が 2023 年 3 月 14 日に公布され、同年 10 月 1 日に施行される（一部は 2024 年 4 月 1 日）。

このうち足場の安全点検については、これまで義務とされながら誰が点検実施者であるのか不明であった足場の組立、解体または変更の際における安全点検（事業者及び注文者）については、実施者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができるよう対策が強化された。そして、点検実施者をその安全点検ごとに「指名」

表-3 墜落・転落災害防止に係る基本計画の改定（新旧対照表）

変 更	現 行
<p>2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化</p> <p>(1)労働安全衛生法令の遵守徹底等 建設工事の現場においては、今なお墜落・転落災害が最も多く、令和 3 年には墜落・転落災害により、110 人の労働者及び 62 人の一人親方等が死亡している状況にある。過去の墜落・転落災害をみると、大多数の災害に労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の違反が認められる状況にある。平成 31 年にフルハーネス型墜落制止用器具の使用が義務化されたが、墜落制止用器具を適切に使用していなかったことによる死亡災害事案が引き続き多い。このため、墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底、特に、墜落制止用器具の使用の徹底、作業床の端や開口部等への囲い、手すり等の設置、足場の組立時等及び作業開始前の点検の徹底等を図る。さらに、新規入職者をはじめとして、高所作業従事者一人ひとりの危険感受性を向上させるための取組の促進を図る。</p> <p>加えて、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。</p> <p>(2)墜落・転落災害防止対策の充実強化 公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、屋根・屋上等の端、開口部、低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害を防止するためのマニュアルの作成・普及をはじめ、足場点検の確実な実施のための措置の充実、一側足場の使用範囲の明確化のほか、足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化を図るとともに、その周知とフォローを行う。</p>	<p>2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化</p> <p>(1)労働安全衛生法令の遵守徹底等 建設工事の現場においては、今なお墜落・転落災害が最も多い。平成 28 年には、屋根・梁等、足場、建築物・構造物等からの墜落・転落災害により、134 人の労働者及び 44 人の一人親方等が死亡している状況にある。過去の墜落・転落災害をみると、大多数の災害に労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の違反が認められる状況にある。このため墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。</p> <p>加えて、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。</p> <p>(2)墜落・転落災害防止対策の充実強化 公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、墜落・転落災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実強化について調査・検討を行った上で速やかに実効性のある対策を講ずる。</p>

(資料：建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議、国土交通省)

するとともに、点検記録にその者の「氏名」を明示することとなった（次項参照）。

(2) 労働安全衛生規則の改正（足場点検の強化等）

建設業においては、今なお年間100人以上の労働者が墜落・転落災害によって死亡しており、その対策を講じることが強く求められていることはすでに詳説した。厚生労働省は「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合」でこのような深刻な状況を踏まえ検討を重ねてきたが、当該会合の報告書を基に労働安全衛生規則の改正省令（改正安衛則）が公布され、2023（令和5）年10月1日から事業者または注文者による足場の安全点検が確実に行われるために必要な措置を規定して施行されることとなった（2024年4月1日からは一側足場の使用範囲の明確化）。

改正安衛則の解釈と運用については、厚生労働省労働基準局長通達による「足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」及び安全衛生部長名による「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について」が同年3月14日付けで発出されている。

4. おわりに——仮設安全監理者 充実強化の方向性

ACCESSは足場をはじめとした仮設工事における点検のプロフェッショナルである。そのため、「仮設安全監理者」という専門資格を設定し、多くの点検専門家を世に輩出してきた。仮設安全

監理者制度は2000（平成12）年7月以降、23年を経て、その根幹は維持されているが、前項で述べた労働安全衛生規則の改正の趣旨を踏まえ、安全点検を巡る時代の要請に応えるべく、より一層の充実強化を図り、将来の有料点検のさらなる普及を踏まえ「仮設点検業」を担う者として認知されるようその地位、存在を高める必要がある。

そのための施策方向として、①仮設安全監理者の“仮設プロ（リーダー）”（仮称）としての総合力の発揮方法、②仮設安全監理者の基礎的な点検能力を維持・向上させるための方策（リスクリング（学び直し））、③仮設安全監理者のさらなる普及促進と増員対策、④仮設安全監理者制度の充実強化対策等の4項目に整理し、諸々の検討課題について具体策を検討している。

当面は、①仮設安全監理者の仮設プロ（リーダー）（仮称）を創設すること、②仮設安全監理者のうち資格取得者に対するリスクリングを実施すること、③組合員の理解、協力により仮設安全監理者の受講者数の増加と受講内容の充実を図ることによって、仮設安全監理者が安全点検のスペシャリストとして依頼者から信頼され、さらなる活動を拡大することが急務と考える。

「点検なくして安全なし」といわれるように検査・点検に手抜かりのあるところ必ず事故が起きる。ACCESSは仮設安全監理者がこの領域の真の担い手として脱皮、飛躍していくよう努力を積み重ねていく考えである。

（注1）参考：一般社団法人仮設工業会「仮設機材マンスリー」（2022年11月号）